

肝炎治療費の助成について

*****肝炎治療を受けられる県民のみなさまへ*****

令和2年（2020年）3月
山口県健康福祉部健康増進課

県では、肝がんや肝硬変の予防対策の一環として、肝炎治療にかかる費用の一部を助成しています。

■ 対象者

山口県在住で医療（健康）保険に加入しており、下記に該当される方。

- ・ C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療
 - ・ B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療
- ※インターフェロンの少量長期投与など、一部助成の対象とならないものもあります。

■ 助成内容

助成対象となる治療費（保険診療分）について、窓口での負担が本助成制度で定める自己負担限度額を超えた場合に助成を行います。自己負担限度額は、世帯の所得状況により下記のとおりとなっています。

階層区分	世帯全員の市町村民税（所得割）の合計額	自己負担限度額（月ごと）
甲	235,000円以上	2万円
乙	235,000円未満	1万円

■ 助成期間

助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

- ※ C型肝炎のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、6か月の延長や、2回目の制度利用が認められます。
- ※ B型肝炎のインターフェロン治療については、2回目まで制度利用が認められます。また、特定の条件を満たす場合に、3回目の制度利用が認められます。
- ※ B型慢性肝炎患に対する核酸アナログ製剤治療については、更新が可能です。
- ※ インターフェロンフリー治療については、特定の条件を満たす場合に、改めて制度利用が認められます。

■ 受給者証の交付申請～助成を受けるには～

本助成制度による助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付申請（申請書類等は裏面参照）を行い、県の「認定協議会」の審査で認定されることが必要です。治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は、主治医とよく相談の上、必要書類を揃えて、申請窓口である、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。

「認定協議会」で申請が認定された場合、受給者証の有効期間は次のとおりです。

- ・ 必要な書類をすべて揃えた申請書を健康福祉センターが受理した日が属する月の初日から1年以内で治療予定期間に即した期間（例：4/20に提出された場合は、4/1から1年以内。）
- ・ 上記の日よりも後に治療開始を予定されている場合に限り、診断書の「治療予定期間」に記載された開始月の初日から1年以内で治療予定期間に即した期間（例：4/20に書類を提出したが、診断書で治療開始予定が6月となっている場合は、6/1から1年以内。）

ウラ面もご覧下さい。

肝炎治療受給者証交付申請について

(必要書類)

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書（治療ごとに所定の様式）
 - ② 医師の診断書等（治療ごとに所定の様式）
（核酸アナログ製剤治療の更新の申請においては、医師の診断書の代わりに、検査結果と治療内容がわかる資料の提出による申請も可能です。詳しい内容については、受給者証の有効期間満了日の約3か月前に該当の方に送付する更新手続きのお知らせをご覧ください。）
 - ③ 世帯員全員が記載されている住民票の写し（市町役場で発行されたもの。コピーは不可）
 - ④ 世帯員全員の市町民税課税年額を証明する書類（市町役場で発行されたもの。コピーは不可）
 - ⑤ 申請者の氏名が記載された被保険者証等のコピー（申請窓口に被保険者証を御持参ください）
- ①～⑤の書類を揃えて、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に提出してください。
- ※ また、同一の世帯に属する方（配偶者を除く）について、特定の条件を満たす場合には、市町民税の合算対象から除外することが可能です。この場合は、別途申請書・添付書類が必要となりますので、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）にお問い合わせください。

● 交付申請等に必要な様式を県ウェブサイト(肝炎治療費助成制度について)に掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kenkou/kanen2312.html>

■ お問い合わせ、ご相談の窓口

名 称	住 所	電話番号	管轄市町
下 関 市 立 下 関 保 健 所 健 康 推 進 課	〒750-8521 下関市南部町1-1	083-231-1935	下関市
岩 国 健 康 福 祉 セ ン タ ー (岩 国 環 境 保 健 所)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	岩国市・和木町
柳 井 健 康 福 祉 セ ン タ ー (柳 井 環 境 保 健 所)	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市・周防大島町・ 上関町・田布施町・平生町
周 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー (周 南 環 境 保 健 所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6425	下松市・光市・周南市
山 口 健 康 福 祉 セ ン タ ー (山 口 環 境 保 健 所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	山口市
山 口 健 康 福 祉 セ ン タ ー 防 府 支 所	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-22-3740	防府市
宇 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー (宇 部 環 境 保 健 所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-31-3202	宇部市・美祢市・ 山陽小野田市
長 門 健 康 福 祉 セ ン タ ー (長 門 環 境 保 健 所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩 健 康 福 祉 セ ン タ ー (萩 環 境 保 健 所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	萩市・阿武町
山 口 県 健 康 増 進 課 健 康 づ く り 班	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2950	—

(注) 柳井健康福祉センターは令和2年3月23日移転後の住所です。